

にしてその節危難を逃れ、一命に別はなかつたが、向後とて  
も彼のやうな事があつた時は、吉三、其方などは倘し居合はせ  
たら如何いたすか吉三「ハイ、十一歳の初より御奉公を申上げ  
手前の父は漸く加州のお力士にござりました、歿したる後は、  
何の用にも立ちませぬ私を御寵愛下し置かれ、笠前田圃の母ま  
でが、安々と暮し居りまするのも、皆これ御前のお庇蔭でござ  
りますす雅樂、然うすると吉三御前の御身に倘しも事あるそ  
の節は、身命を擲ちまして餓かねばなりません雅樂成程、汝も  
少々の武術も、予が屋敷へ参つてから學んで居るゆゑ、命を  
に倒れて呉れるか吉三「御意にござります雅樂、母に關らず命を  
母が病氣でも、左様な危急の場合に至らば、母に關らず命を  
に働くのであるナ吉三「御意にござります雅樂、假りに先達ての如  
き刺客の者が参つて、倘し先方の腕並勝れ、不運にして曲者の

爲めに、一命を棄てるやうな事があつたら、如何いたすか吉三  
それは武士の家に御奉公いたしました限りは、君に捧げました  
一命、お主の爲めに一命をその場で失ひますとも、少しも厭ひ  
はござりませぬ雅樂、それでは此方の爲めには命を呉れるの  
吉三「ハ、ッ、差上げます心底でござります雅樂、ア、忠義な者  
ぢや、それを聞いて此方も満足を致した、此方の爲めなら何時  
でも命を呉れるか吉三「差上げます雅樂、ハ、不愆なもの、今  
でも事ならば命を呉れるか吉三「それは何時にても雅樂、ます、  
感じ入つた事である、吉三「ハ、ッ、雅樂、命を呉れよ吉三「ハ  
ッ……開は何時にござりますか雅樂、只今ぢや吉三「ハ、ッ……」  
吉三「郎は顔色蒼醒めました雅樂、その驚きは有理なれど、様子  
語らさば、汝にも分るまい、其方の命は、百二万二千有餘石  
日本の國守頭加賀殿の御公達、桃太郎重政殿の身代に立ち、汝



の一命を以て、國許の悪人の根絶しを致す、その當日も明日と相迫つた、汝が命は加州の礎とも相成るとゆる、不愍ながらも命を呉れよ吉三へい御前様、私が久松重政公の御身代に立つのでござりまするか雅樂然うちや、敵を討つ苦肉の計略吉三ア、勿体なう存じまする、死ぬる命は惜しみませねど、笠前田圃に居りまする、跡に残つた母人が、嗚ぞやこの事を聞きましたなら哭死に死ぬでござりませう雅樂イヤその儀は努々案じるナ、汝が母は身が屋敷に引取り、醫者を迎へて養生をさせ、末六十日の死水は申すまでもなく、身不肖なれど加賀家の老職の末座を汚すこの雅樂が身に引受けて我母とも思ひ、飽くまでも介抱を致して取らせ、心残さず一命を呉れよ吉三ハ、ッ、それ程までには勿体なや御主人様の仰せ、委細承知仕りました、何れ私亡き後は、返すくも母人の事を、宜しうお願ひ申上まする雅樂

久松桃太郎

聞届けたぞ、その儀は必らず心痛に及ぶナ、身共も武士ぢや、二言はない吉三ハ、ッ雅樂得心か吉三相分りましたとござります雅樂、ハ、然らば此處へ参れ」聽て鏡臺の側へ伴参り、鏡に向はせ、自から頭髮をば結うておやりなさうと致されました吉三此は勿体至極もござりません雅樂イヤ、ッ家來と思へば兎も角も、加州の礎主君の名代、露家にあつては古今の大役、今生の暇乞ひ、雅樂が髪を結直して遣さん」うつせばうつる顔と顔、不愍の者よと雅樂助も、思はず落涙に及びました、死ぬる身は美しう容貌美しと生れたが、可憐や其方の不仕合せと涙を拭ひ髪をば結直してやりました、聽て片傍にございまする衣類をば取出し雅樂此は勿体なくも御公達桃太郎君の肌にお納れなされたる御衣類である、これをば早速身に纏へよ吉三有難う存じまする」夜が明けられたれば消ゆる身も、厭はで喜ぶ越谷吉

久松桃太郎



久松桃太郎

三、賢しいやうでも未だ十七歳、腰に刀を身に纏ひますると  
主人の雅楽助は背後に廻り、袴の腰板を當てがうてやりました  
吉三「恐れ入ります御前様」と言ひつゝ姿を取繕ひ、鏡にうつ  
して笑をなし吉三「御前様 雅楽、何ぢや吉三死ぬる命は厭ひま  
せぬぞ、切めてこの姿をば、笠前田圃の母親に、一目見せてや  
りたうござりますす雅楽オ、見せたい汝より見せさせたい此方  
の身の苦しきは、胸を劈く思ひぢやぞ、却つて會うては冥途の  
妨げ吉三「ハイ雅楽何事も無言にて、明日島田の許へ罷越すまで  
は、誰れにも口を利くとはならぬぞ、卒さ身が乗物にて其方諸  
共罷越さん」とこれより吉三を乗物に載せ、十一家の里へ同道  
いたしました、斯様な次第でござりますから、身代といふ事は  
雅楽助、桃太郎殿の他は知る者はござりませぬ、徳くて翌日島  
田の屋敷に於て、桃太郎殿中間のうちに加はり、此くの如く身

久松桃太郎

を忍んで居られました事は、流石奸智も長けた悪人でも知らず  
實に重政殿が斬られた時は、驚かぬ者はござりませなんだ、折柄  
桃太郎殿は一刀振放ち、玄關へ飛上つて、次の室へ隠れ込んだ  
遊ばすを、ゴッコイやらじと近藤源助、槍引抜いて突掛るを、  
心得たりと足にて蹴放し、踏限ふ所をヤ、腰諸共、一刀の下に斬  
棄て遊ばした、尙雨三名左右から飛掛つて斬込むを事もせず  
受けつ流しつ右に拂ひ左に斬立て、飛鳥の如く廻る、その腕  
きこ人衆とは見ぬません、島田辨之助は此は驚き入つたる手並  
なり、この上からは卒で拙者がと、一刀振放ち、重政殿を目掛  
けて斬込んで参るを、心得たりと雨三合、秘術を盡して打合は  
せ、隙を窺ひ大喝一聲、ヤツと斬込む一刀、隙さす島田辨之助  
の右の腕の付根よりスパーリ斬落し、手早く近寄り、左手を伸  
ばして島田の密願引揃み、手許に引寄せ、ヤツと言ひさす玄關



久松桃太郎

の方へ突飛ばしませれば、轉落ちるを隙さす加藤三郎左衛門、槍の石衝を以て、島田の高股を發矢と付けば、流石に猛き然之助も、アツと言ひさまその場へ打倒れるを、取ッて押へて高手小

久松桃太郎

み居る者の血を早くも兩手に塗付、類鼻の嫌ひなく、處々に敷付けて、雨中も厭はず韋駄天走り、味附藏町稻荷橋の栗宮主水の屋敷へ立歸りました、閉門中なれば裏門より這入り、左近、栗宮の御前、官部でござります、主水近う、如何いたした、左近、左様でござります、只今首尾よく御舍弟右馬助殿が、彼の鐵砲にて一發の下に撃取りました、主水、ホウ、して其方は、左近へ、



たるこの宮部左近、時に取つての計略、恐れ入つたか」と言ふ  
より早く、捕獲を以て高手小手に轉り、裏門の方へ出しまする  
なり、直さま足輕の者十四五名、マツ／＼と飛込み、一家の  
者を悉く縛り置き、裏門を閉めて主水は能長持に投込み、その儘  
擔出しました、此くの如く手配を致しましたから、落ちなく片  
端より召捕つて、ド／＼／＼十一家の里へ運ばせまする、忠臣の  
方々は皆れもく／＼と馬に打乗り馬提燈を腰に穿し、十一家へ監  
着けて参ります、すると植木屋の奥室にては、机を前に控へ  
横顔の帳面を置き、石野雅樂助は筆記をなして、第一番に誰れ  
が斬着け、二番は誰れ／＼と、悉く記しました、忠臣の者と  
見る時は、一々眞實を告げましたから、實に重政公の御方に舌  
を巻いて驚きました、そこで加州の重政方は、何れも夜中馬上  
にて、これぞと思ふ謀反人の屋敷の界隈に斬着け、島田孫之助

屋敷に於て、重政公落命といふ事を、大群に呼はりながら、  
方此方と區廻りしました、この時太田筑後守は、裏門より密かに  
出でて、遠しき只今の有様、何事なるか聞いて参れど、  
心得ましたと二三の家來、門外に出で、様子を見れば、何れも  
老職の者ばかり、雨具の用意もなく、馬上にて遠しく奔走いた  
し居り、する事を、筑後守に告げますと、莞爾と笑を含み、  
「かねて謀りし手筈の通り、首尾よく参つたか、嬉しや、これ  
にて富山公も御安堵、然らば一刻も早く拙者富山へ注進いたさ  
ん、直次郎、用意を致せ直次へ、ッ筑後馬丁、馬牽け」杉の股  
立高く取上げ、襷を十字に絞取つて、後顧をなし、七星の打  
ッたる陣笠を彌上に載せ、馬提燈を腰に穿し、槍鞘拂うて馬に  
ユツリと打跨り、左手に手綱を握取つて、裏門より長谷川直次  
郎を引伴れ、筑後自然坊びを致す者あらば、予が馬の尾筒に廻れ



直次、心得ました。筑後、参れ直次、ハ、ッ」と答へてその儘出しました。はや屋敷を離れて五六丁、城下、盛端を離んで赴かんとする途中、往來に鎧を被つて寝て居る一人の乞食あり、氣が頗倒いたし居りますから、思はずも直次郎は寝て居る乞食をハ、ッといたし居り、許せよ乞食と、言葉の切れぬそのうちに、鎧を除て脱げばし、直次郎の右の足首を引握り、ヤ、ッと言ふ聲、共に、向ふの方へ直次郎の右の足首を引握り、ム、ッ、と起上れば、禪入卷の用意をなし、大手をひろげて馬前に突立ち、「御家の奸賊太田筑後守、門破つて何處へ参る。玉井市之進、追手に向うたり、馬から下つて御繩頂戴いたせ」と呼はりました。これより市之進と筑後守、一騎打ちの勝負に相成りまするといふの一段でございます。るが、ナ、コ、イ、ト、ト、思、御免を蒙りまして、次、面、に、詳、し、く、申、上、げ、ま、す。

この時筑後守は、馬上ながら槍引振き、玉井市之進をト槍に突止めんと致しましたが、武勇秀でし市之進、体を繰りさす。一刀引振き、一二合は渡合ひましたが、難なく槍を袖取つて、馬の鞍局より太田を引落さんどしました。暫くの間は上になり下になり下つて取組みましてございます。暫くの間は上になり下になり組合つて居ります。うち、市之進の腕や勝れけん、忽ち太田筑後守を取押へ、且つ長谷川直次郎をも縛り、そのまゝ公事場の牢へ引立てました。時に高岡町上敷の中なる土井伊豫守は、かねて御披露を申上げて置きました通り、老職のうちでは聞かぬのみ秀で、驛の分らぬといふ豪傑ゆゑ、公事場奉行などを驚かす。



久松桃太郎

へきところの資格のある者ではないのでございませう、なれど  
 も、太田銃後守が己れの都合に依り、この者を以て公事奉行  
 を命じたのでございませう、然るに遠回の大騒動、己れも心な  
 ませぬから、臣等を以て藤子を探らせましたところ、何うや  
 ら十一家の里に御在である桃太郎殿を島田の屋敷に於て飛道具  
 にて撃取つたる旨相聞けましたから、ヤレ筋しや、太田に頼ま  
 れて荷擔をなせし日頃の所思成就の當夜か、然はさりながら加  
 州の公道、一命を絶つたと思はれば、何れ嫌疑を解るに相違ない  
 假令後日に至り、太田の計ひを以て、我れ一命は助かり、幸ひの  
 立身を致すども、一ト度は我許へ捕方の者飛込んで、彼れ此れ  
 申すに違ひあるまじ、一ト度は我許へ捕方の者飛込んで、彼れ此れ  
 後日の妨げならん、用意を致して、自から檻に腰をかけ、松  
 んど、續櫃を引寄せ、用意を致して、自から檻に腰をかけ、松



久松桃太郎

を突立て相持ち居ります。ところへ裏門の耳門を、  
と打叩く者がございますから、土井の家来は「誰方ぞござる  
○味増蔵町番荷橋の屋敷栗宮主水の家来用人真田與右衛門の侍  
同苗重吉、梅事出来候ふゆゑ、父に代つて御注進に参り候ふ  
家来左様でござるか、早速耳門を開けまして家来これよりお運  
入りあれ。○御免」と退入りし姿を見てあきければ、番は振舞  
し、晒布を纏んで後、一乃横たへ、何か手に奉舞の紙に記  
し、巻きある書面やうな物を持つて居ります。案内に併れて土井  
の居りまする室の次の室へ参りましたる時、土井の家来は「御  
前、斯く、新様にござります伊達、左様か、栗宮の用人真  
田の侍重吉といへる者は、其方心得居るか家来、承つては居  
りまするが、一度も未だ見た事はござりません、併し未だ二十  
歳に足らざる若殿者、餘程の働きを致したるものと見ゆ、番は



久松桃太郎

振舞し、身支度は充分に備ふて居ります。伊豫、ハ、ツ、それで  
は主水は餘程の働きを致したものと相見ゆる。苦しうない、近  
う通せ。この時重吉は「御免」と取合の襦袢を開け、此方へ這入り  
ました。伊豫火急の際には苦しからぬ、無禮は許す。近うく。御  
免。委細は父與右衛門、これなる一書に認めとさります。御  
見の程を、と右の手にて差出し、土井伊豫守は「オ、」と  
言ひながら、左の手を差伸べ、既にその奉書を握つて、手許に  
引かんとする。かねて奉書紙の理に仕込みありしは、緋袴の  
土井がその書面を手に取り、同時に、忽ち振り、伊豫の眉、  
を睨んで、ハ、と打込む。手練の早技、乘より不意を喫つた土井、  
伊豫は、眼を睨んで、打込む。手練の早技、乘より不意を喫つた土井、  
田家の奸賊土井伊豫、久松重政、自から追手に向ふたり、卒さ  
常に繩を受けよ。伊豫、ハ、ツ、と打たれし急處

久松桃太郎

の痛手も厭はず、突上つて桃太郎殿の右の手首を熱手とばか  
りに引握り、手許にグツと引寄せ、ヤツと言ひさす引寄せ、  
手打たして投着けました。投げたる伊豫は、脇腹を叩へ、アツと  
ばかりに尻居に打倒れました。これ手練の早技、柔術の極意、投  
げられたながら右の足を以て、伊豫の脇腹を蹴倒しました所は、  
益々たる國守の公達には珍らしいところの柔術家にござります、  
笑ふと笑をなし、桃太郎奸賊土井、よしく承れ、汝等如き愚者に、  
手難になるべし。重政と心得居るか、汝をこの場で蹴殺すは、最  
と易けれと、些か調への麻これあるを以て、繩を打つ、予を何  
と心得居るか、多年縁を食み、老職の席を汚したるその恩義も  
忘却なし、主家の四男この重政をば、手難になさんなど、は、  
不埒も亦譬へ方なき大罪人、天命思ひ知つたか無禮奴めが、と  
再び鐵刀を以て利腕の臂を確と打ちますれば、流石の伊豫も右



手の腕を打折られたかと思ふばかりの痛み、實に剛氣の土井伊  
豫も、重政殿の武勇には恐れ入つたか、只黙然として頭を垂れ  
ました桃太「ア、誰を居らぬか」「ハ、桃太此處へ参れ」看  
るく、うちに十四五名、手々に禮物を携へまして、裏門の耳門  
より亂入いたしました、重政殿の指圖に依つて、土井伊豫を始  
め一家の者は、片端より轉上げ、用意の籠長持に入れて擲出し  
これまた公事場の幸へ襲ぎました、是に於て荒方悪人共は一夜  
の間、召捕つて仕舞ふ事に相成りましたが、かねて官部が桃太  
郎殿に渡したる連判狀の寫書に引合はせ見まするところ、濡れ  
がございせんから、そこで改めて桃太郎殿には、自から公事  
場に御出張に相成り、今井田内記、玉井市正、前田駿河守等の  
老戦の者立を致し、重立つたる悪人共を呼出し、彼の島路  
より立歸つたか、深見將監とも呼出し、付命はせの上御吟味とい

ふ事に相成りました、是にて將監とば高流しに致したる藤と御  
圖へになりました桃太何ゆゑ同役の席に列なる者と、江戸表へ  
届け、親主公の御指圖を受けずして、私に流刑に行ひしぞ」と  
御尋ねになれば、その際公事場の奉行を勤め居りましたは伊  
豫守でございすから伊豫恐れながら深見は學校奉行を勤め、  
且つ自分の屋敷の庭前より、學校の實物として納めある千代鶴  
則兼の薙刀、桶狭間古戦記の書類、この二品の出でたるは、  
合當人覺ねなく、他の手を以て新様な事を計うたにも致せ、  
竟悪心あつて致した事と思はれます、且つ當人その際に至つ  
て、一言の答へもなきは、身に覺わればこそ、言葉酌んで返  
答のならざりしは、必定將監胸中に覺わればこそ、依つて向  
後の戒め、小身なるがゆゑ、公事場の奉行は自由に罪し、將監  
の如き重役なる者ゆゑその儘と許すとあれば、これ取りも直さ



久松桃太郎

す依怙の妙法と存じする、かるがゆゑに將監といへども、その罪を捨て置く譯には參らず、殊に公事場の奉行を相勤め居りまするゆゑ、手前の一存を以て計ひましたる事にござります。桃太左様か、その際學校には必定宿番といふ者があつたであらう、その宿番は誰れであつたか、伊豫、その夜學校の宿番は桃太郎平、熊川左源太、太田左京の三名にござります。桃太、然らば最上彼れ此れ取調べるに及ばぬ、前田駿河、鞍奴等は罪人だわい、將監は罪なき者である、駿河へ、ッ、素より駿河もその儀は承知いたして居りますけれど、御承知の通り國許の公事場と申すは、趣意に依れば如何なる者でも取調みべき所にて、その奉行と勤むる者の處置ゆゑ、略を容れる事も相成らず、只不都合なる致方とは存じましたなれど、この儀はその如何事も申さず、差控へ居りましたが、その後玉井、今井田、不敏等の諸士と

久松桃太郎

稱人野走の上にて、一番を認め、江戸表の勘合の御手許まで送りましたる次第にござります。桃太、イヤそれは行届いて居るか、其方等に決して咎めはない、重政かねて父君より承つて居るが、這回の事件無論調べるに及ばぬ相分つたと申すは、その夜宿番に居りし三名の者は、這回富山に於て、予は自から取押へ、當時この公事場の率に入らぬではないか、素より太田、土井の者等の手先と相成つて、前田家に仇をなさんとする、獅子心中の蟲、殊更その夜宿番とあれば、先づ將監よりその者等三名は先に罪せられんければならざるものである、宿番とあるからは、學校に備付けある實物を捨て置いて、恣々閑々と酒色に耽り申敷を述べ、假令遺失火にて學校が如何なること守らねばならぬ苦である、假令遺失火にて學校が如何なることあればとて、第一に宿番の者がこれを携へ田でんければならざ



久松桃太郎

るに、將監のみ屋敷に居る者が、縋り出たにもせよ、持歸るまで安閑と知らずに居る道理もない。如何にや土井、左様な片手落なる取調へを致して、罪なき者に強ひて罪を負はせ、江戸表に在します老公にも届けず、私に罪すなと、は、飽くまでも汝等が落度である。將監は無罪の者である。太田左京、佐川太郎平、熊川左源太の三名を引出せ。ハッ、と答へて下役の者、三人を釋付の儘、公事場の白洲へ引出しました。時に重政殿は三名に御向ひ遊ばして、桃太郎、其方共三名は、誰れに頼まれて公事場に火を放け、且つ將監の庭内へ二品を隠したか、有体の儘白状いたせ。そこで三名の者は、四邊を見ますると、重立つたる人々は、皆顔色蒼白、懼りて恐れ返つて居りますから、最う吾々は強情を張つたとして、逆も行かぬと思ひましたから、大田左京は頭を掻け、左京實はそれなる將監殿の息女、私系殿の島田、津之

久松桃太郎

助が怒意を致し、思ふに任せ、さうもなるより、殘念骨髄に徹し、吾れ今國許に在つて重役太田、土井の如き人さへ我言葉はお用ゐこれあるに、將監の爲めに赤恥を掻かされ、如何にも無念の至り、依つて何とか工夫を凝らし、將監をば罪に陥し、取調したきものど申しましたゆゑ、日頃水魚の交際を致し居る間柄、實は吾々共三名申合せ、道ならぬ事とは存じましたれど、學校に火を放ち、寶物を盗出し、將監殿の庭前へ、混雜に紛れ、隠し置したる事にござります。桃太郎、不屈者めが、イヤ然もあるべし、最う尋ねるには及ばぬ、將監、然すれば汝は明かな者、最早罪人は相分つたに依つて、これまで通り八千石の食料は、父に代つて予が遣す、國許の政治は、他の老練の者と宜しく相談の上、取計ひ呉れよ、將監ハ、ハ、此は有難き若君の仰せ、始めて將監疑ひの雲、附れて、晴天白日を見る事が出来ました、これ



久松桃太郎

と申すも今井田氏、玉井氏、前田氏各々の御許ひといひ、若君の御調べといひ、老の將監辱なう存じ奉る」と雨殿に涙を浮べ喜び顔に述べました内記、然もあるべし、忠臣何を徒らに朽果てんや、慙く相成るは理の當然でござる、吾々も共に喜ばしき事にござる、この時桃太郎殿は「筑後、伊豫、主水、其方等に見するものあり」と懐中から取出されましたは連判状の寫書でございます桃太郎、これは登壇があらうのウ」と悪人共の前で披げて御示しになりました、時に三名は顔色蒼白、アッとはばかりに驚きました、身は縛められて思ふに任せず、ますく恐れ入りました、心中では何故新様なものが重政殿の手に這入ったか、言合はさねと目と目を見合せ、是で事の露顯といふ事を腹念いたしきました、この時重政殿は「この初案にある名は、其方から動いたものか、先方より頼んだものか如何ちや筑後、兼より

久松桃太郎

吾々御謀反を御頼り申す謂れはござりませぬ桃太郎、然うは言はさぬ、筑後、汝の家内はか靜の姉であらう、木田半之丞の老妻と説きたる上慈心生じ、加賀の大國を掌中に握り、自儘に權威を振はんとする汝等が謀反は、錦にかけて見るより明かである、如何ちや、互ひに相談の上で以て謀ったであらう筑後、ハ、フ、恐れ入りましてござります桃太郎、恐れ入ったあるからは、最早尋ねるまでも及ばぬ、この上は半内に引立て置け、この時立會の老職は「して富山公の御處置方は桃太郎、開は事改めて予かこの事を討ふも、父上よりの御許しなれば苦しからずといへど、表向き表したるは、江戸表將軍家に差支へる麻もこれあるに依り、予は計ふ旨もあれば、開は江戸表より不日老職の者罷越すであらう、必らず父の内意を受けて参るは必定その者と説きたる上、龍機應變の處置をなさん、公事場の半に



久松桃太郎

て、武術に秀でし者を選び、晝夜交代には嚴しく番を致させ登  
け。今日はこれにて引取らん」是にて立會の老職より、それぞ  
れ公事場の半番には既並勝れたる者を以て晝夜交代をさせ、二  
十四名の者にて隠しく番をさせました、尤もその番の頭といふ  
は、彼の粟保八島寅藏に申開けられました、是にて深見は本知  
に復り、深見小路の屋敷を元々通り賜るととなりました、そこ  
で不破彦三方に預けある娘初糸を我屋敷へ引取りました、重  
政公の御計ひにて、本知に復るのみならず、親不知にて娘初糸  
が大難の際御助け下され、これまでに御運びを御付け下され、  
恚く以前の身となれるも、偏に我君の皆厚き御恵みと、深見  
子主従は、十一家へ立越ぬ、重政殿に御禮を申上げました、  
いては重政殿の仰せられますには「汝の家内芳野といへる者  
高松濱の片傍なる山麓の寺院へ清太夫が埋葬たどある、此は途

久松桃太郎

中にて汝にも會はず不幸の最期を遂げしは不意の至り、この金  
を以て、切めて石碇なりとも刻らせてやるが好からう」と幾許  
の金を賜りました、重ねぐの君の御情け、御若年に移れる  
行届いたる方とさいます、いよ／＼親子家來に至るまで、一  
同有難涙に暮れました桃太郎將監、この期に及んで善は業は  
滅ぶるは理の當然、恚くならいで何とせん將監、ハ、ツ、この深  
見ゆも永らくの間五代七代御當家の食餘を辱なう致しながら、  
這回の御用にも立たず、誠にも申すもこれなき次第にござります  
桃太郎の路に在らずば、一廉の用にも足るべき者であつたが  
不幸に致して悪むべき島田の所爲、色情の間違より然る目に遭  
ひしは、傷しき事に思ふを、開は重政追つて報はせる時もあり  
ん、一日も早く家内の本舞に取掛れよ」どの仰せに、主従の者  
共は厚く御禮を申上げて立歸りました、直ちに富澤清太夫を



以て、彼の高松藩の寺院へ立越はさせ、石砌建立等の都合をよ  
せました。

第 十 一 回

久 松 桃 太 郎

忝にお話替りまして、江戸本郷五丁目御上屋敷に當時御在で遊  
ばす加賀少将重靖公は、國許の今井田内記より萬事を認め、山  
崎庄兵衛を以て早打を立てました。その書面が到着いたしました  
すると、直ちに江戸家老本多播磨守、長大隅守、横山、村井等  
の老職を御呼寄せに相成り、「國許より早打を立てるとは、火急  
の事にこれあらん、何にも致せ其方共庶ちに余が目通に於て開  
封いたし、一應讀上げて見るが好からう」との仰せ、ハッと答  
へて、江戸家老一同立會の上、右の書状を開封いたし、大層に  
讀上げます。其時、筑前守殿御最期の大策、何方より何處を向い

久 松 桃 太 郎

て御臨終、その節背後より重政殿抱かれ、まうた御遺言の第一  
にはこれ、第二は新様々々、容易ならざる國許の騒動の  
一部始終を認め、めでたさいますから、「過日主君には四男重政事、  
江戸表を密かに抜出で、修行に出でたのであらうと仰せられま  
したが、お國許に御在であるは、如何なる事にござりまするか」  
と御尋ねを申上げると、莞爾と笑を含みたまひ主公、その驚きは  
道理なり、ア、歎くべし、筑前殿は悪人の爲めに落命せしか、  
余は無念の至りに心得る、先般國許の老臣より、深見將監故な  
く致して、能州島の路へ流刑に遣ひし趣申出でし際、汝等國許  
に参り、取調べんと申せしが、余は心を付かざるにはあらず  
といへど、知行の高下はさて置き、大層共に朋輩同士、吟味に  
かゝらんとしても、一向埒明かぬ、依つてそのまゝ捨て置けど  
申した時は、其方等は重頭は老年ゆゑに、影に老慮しとならん



と、嘸ぞ笑ふたであらう。余は深くこれを考へ、必定國許に多  
くの悪人ありと認めたるに依り、事を重政に傳へ、密かに彼れ  
を國許へ差遣したのである。依つて重政が兄筑前の臨終にもそ  
の場立に立列んだとあれば、余は遺憾やる方なれども、筑前殿  
は嘸ぞや満足に思ふたであらう。この時一同の老職は嘸と膝を  
打ち、實に御名君の爲したまふと、途く吾々の考へ及ぶところ  
にあらず、驚き入つたる御計ひ、恐れ入りましてござります。  
して這回の儀は如何取計ひませう。主公開は大隅、大儀ながら横  
山、村井を召伴れ、汝保護をなして、桃之助を國許へ伴歸り、  
乳母兩名を添へて、道中不自由なきやう致し、國許へ至若の上  
は、萬事重政と相談の上、家督相續の儀は申すまでもなく、悪  
人等一同の處置を付けよ。假令富山の利幹と雖も、桃太郎の言  
葉に隨ひ處置方を致すべし。余はこれより汝等を立たせ置かば

將軍家御手許の所は、然るべきやう届け置かん。大隅へ、  
細長まじりましてござります。主公急ぎ出立の準備にかゝれよ。と  
仰せられました。山崎庄兵衛には手當を致し、何分急の使者の  
とでございますから、身体も疲勞て居ります。筋と養生をさせ  
まして、その上國許へ立歸らす事になりました。是にて悉く支  
度にかゝりまして、長大隅守は老公の五男桃之助君、當年四歳  
に成り遊ばすを、御自身の乗物の裡に御載せ申し、前後に二  
名の乳母を駕籠に載せ、横山山城守、村井又兵衛等を同道にて  
總て道中の供方前後三百人、さて用意が調ひますれば、四月一  
日を以て江戸表御發足、日數重ねて送なく十二日の日に金澤へ  
向けて御着になりました。直さまその足にて大聖寺、富山の兩  
家へ、来る二十五日を以て御家督御降定の儀これあり、御苦勞  
ながら金澤城へ御出願これありたく云々との旨を、長大隅守上



久松桃太郎

り申造しました、まッた上州は甘楽郡七日市前田大和守殿へも  
この趣を申送りしました、そこで二十五日に至り、金澤御殿梅の  
間に於て御評定當日までに、恙なく右三家ども御出でに相成り  
ました、然るに富山の談路守殿は、露ばかりも本家の騒動を存  
じません、といふものは、前回に申上げました通り、城下の出  
口入口には、殿しく番を付け置き、出入の者をば取調べ、問者  
等の出入を絶ちましたるがゆゑ、様子を探られませんからの事  
でございます、そこで「仕済ましたり、舎兄筑前守は亡き者に  
せし上は、這回の評定は、多分予を呼返し、富山家には養子を  
迎へ、日本國守頭の加州の相續は、この利幹が當選いたす時節  
至れり」と心密かに喜びました、さて當日御城内梅の間に進ん  
で見ますると、正面には御家督の君御年四歳の桃之助君、右  
座の上席には長次郎守、引續いて左座には桃太郎重政殿、少し隔

久松桃太郎

つて左座に越中前川郡富山の城主十萬石松平義輝守利幹殿の御  
席を設け、その向ひ右座には、加賀國江沼郡大聖寺十萬石松平  
備後守利儀殿、引續いて上州甘楽郡七日市の領主一萬石前田大  
和守利以殿、右の外知行は低うございまして、前田駿河守が  
上席でございます、横山山城守、村井又兵衛、次に不破彦三、  
その向ひの上席は今井内記、玉井市正、その他老職の方々お  
若年寄お中老お側御近習お小納戸頭取お物頭等、何れも列を正  
して袴羅星の如く坐列び居ります、この時大隅守殿御一同の  
方々にむかひ大隅江戶表より老公名代として差向けられたる大  
隅でござる、當日は言葉を改めます、筑前守殿御最期の節御  
遠言でござる一同、ハ、ハ、と一同は隠んで頭を低げました大隅御  
家督の君は五男桃之助殿を以て相續させよとの御遠言でござる  
御一同、如何でござる」先づ誰れしも富山が上席でございます



久松桃太郎

から、談路守殿の言葉で聞いたら上でも差控へて居ります。時に利幹殿は前後に眼を着けられます。御自分が兩腕と頼みし太田筑後守、土井伊豫守も見せず、その他二三の重役の者共皆御自身に荷擔の者は、今日は一人もこの席へ参つて居りませぬから、「ハテ變な事だわい」と思ひ居ります。うちに、大聖寺の城主利幹殿、七日市の利以殿始めとして、その他一同の老臣言葉と勤へ、先君の御遺言といひ、江戸表の御老公の仰せといひ、誠意に吾々共この上もなく満足の次第にとさります。只々御目出度く存じ奉る。長大隅守再び口を開き述べられるには、大隅江戸表に御在である主君重勝公より、桃之助君十八歳に成られるまでは、家老一同後見いたすべしとの仰せにとさる。一回へ、誠意に御名君の仰せ然もあるべし、これは驚き入つたる言葉にございます。總て大名に拘らず町人でも、大家は斯うして行

久松桃太郎

ければ、聞違は出来ません。イヤ、隠れくれば、見をさす、彼れは何うと云ふやうな事を申付け置きます。その者が忠實に勤めて呉れれば宜しうございます。が、兎角この財産家などその他大に致しします。後、謀反といふものは起るもので、また或時は後家となつて、その後家などの兎角狂出すものでございます。して、色々の間違の出来るときは、後見の隙を以て己れその家の全權を握り、他より諒めたく思ひましても、その者に權を握られて、奈何ともする事が出来ません。誰れ彼れなしに大名は家老町人は番頭とか支配人とかいふもの、五名なら五名八名なら八名の重立ちたる役目を勤めて居ります。者一同に後見の儀を吩咐けて置きましたら、正敵謀反を起す者がございしても昔まで悪人はございせん、八名のうち五名悪人があつても三名は善人があります。家には立行く事が出来ず、この五名



久松桃太郎

が前等は黙つて居るとは言へませぬ、入名なら八名で後見を引受けて居れば、些か役の上下はありまして、後見に變りはない、お前も後見なら私も後見、道ならぬ事だから宜しくないと止めたが悪いかと、その家の爲めに諒める事も忍らしめる事も出来ませう、その如く深き思召しあつて加州の親主公に於きまして、彼れなれば別條はとさるまいからといふ思召しがある、大國にて澤山な家來もあるゆゑ、十五名なら十五名、残らず後見にして置いたれば、首が首まで反逆人といふのもあるまい、忠臣の者の出づる時にはその者も同役ゆゑ、必らず家の爲めを考へ忠勤を振で、呉れるであらうといふ所へ御目がかさしましたのでございませぬ、この桃之助君は十八歳にて御改名おぼし、加賀の宰相正四位治備と御成り遊ばしました、御兄重政殿にも劣らざる賢勇の主君にして、願ふ英名をば轟かしませ

久松桃太郎

たる方でございませぬが、今は後のお話、然るに何思ひけん桃太郎君は、略は御評定も定まらうと爲ますと、俄かに腹を抑へまして、桃太、大隅、大隅、桃太、予は先刻より我慢を致して居たが、頻りと腹痛差起り、甚だ堪へ難い、一同の者、失禮ながら予は中座を致すぞ、大隅、恐れながら御大切なる御家督評定もなすが御中座なされましては……桃太、イヤ、予は合衆を以て家督を定めんとするに、何の異論のことあらん、衆より多分付さしや、兄の重政殿を容るゝ所でない、何分堪へ難い、坊主、醫者を呼べ、一同御免」と仰せられて御立ちになりました、急ぐ仰せられました上は、最う何事も異論はないといふ御意見でございませぬから、御引止め申す譯にも行かず、また御病氣とあらば、「ソレお坊主、醫道方を招き御介抱を申上げよ坊主、ハ、ソ」と答へて坊主は立ちました、そこで桃太郎殿は評定の席を退き



御居室へ向けて参られました。さて此方は一同の人々、大馬の勢を盡し、銘々忠義を相勵み候ふ。藤の切目を待たず、前田駿河守殿は扇を持ッて起上り、「あひに相生の松こそ目出度けれ」と御家の御家督の定まりましたを願して舞ひました。皆々賀しました。その中に目出度くなきは利幹殿、座中一同を打眺め、案内もなしに起上り、玄關さしてハタタ〜淡路馬牽け〜この時家中の歴々方、手々に獲物を携へて、「如何に分家の領主たればとて、未だ言葉の切れざるうちに、御答へなしの御中座は、餘りと言へば無禮の舉動、卒で吾々が引提へ、仔細を尋ね取乱さん」と教團荒く立上るを、長大隅守は大音聲に「長お騒ぎあるナ各々方、新様な事のある時は、御家を守護なさん爲り、かねて若君重政公が、城下の出口々々に手を分け、固りを付けて置かれしは、家中ばかりの用意にあらず、心

急ぐは有理なれど、森の道理を聞分けて、御待ら召されよ各々方、甲「それぢやと申して餘りの無作法、大隅才智勝れし重政公、先刻この席を立たれしも、俄かに備す御病氣も、それと悟りし重政公、富山の淡路守殿、如何なる事を爲出さるゝとも、遠く八里近くて五里、行くか行かざるそのうちに、召捕らるゝは瞬くうち、それぢやに依ッて御控へ召され「同ハ、」と一同手を突さまして、大隅殿の御眠力、驚き入ッてござります、然るに此方は利幹殿、馬に打乗り「者共續け」と巨等を引連れ、金澤の城下を背後になさんと致しました。はや日没に近く、折しもホロ〜小雨の催せど、雨具の御用意なければ、家來に申付け、城下の傘屋に走らせて、俄かに古傘を取集め、長やかなる竹の先に結付け、これに火を點け、時に取ッての松明となし、油は雨に逆ふゆゑに、次第に煙々と燃出せば、これ御強と



久松桃太郎

駒を疾りて淡路守殿はや津幡をも背後になし、俱利伽羅峰に名も高き、猿が馬場へかゝりし時は、最う充分に夜に入りました。淡路守殿は抜身の槍を携へ、背後の方を振向けば、次第に続く御家來方淡路「ヤロ一同の者、金澤城にては騒立で、予をなきも、のゝ如く見做したる家中の者等も、流石は加賀家の嫡子利幹、雖れ一人も跡を追ふ者もこれなきは、少しは威勢に恐れ居つたものも相見ぬるのウ家來「ハ、ツ、御意にござります、左様なればならざると、主公は恐れ多くも加州の御次男、何條臣等の身を以て、御前に無暗を働く開れの候はんや淡路「左こそ、ハ、ハ、ハ、ハ」と高笑ひをなす、折柄、津幡の方に當り、砲聲と諸共一發打上りし狼火「ドーン」淡路「ア、不思議なり彼の砲聲は何事なるか心得難し」と振向く折しも、立樹の木蔭より顯出でたる久松重政、甲斐々々しくも玉聲、殿立高く取上げ、杖を翻

久松桃太郎

んで後顧を、縮緬以て帯を十字に袂取り、天草の六尺棒を小脇に抱込み、右と左は玉井市之邊、宮都左近、何れも身支度充分に調ひ市之加賀家に仇する富山殿、左近、最早事も發覺いたし桃太郎「斯く睡れし上からは、兄とは言はさぬ家の仇人、只筑前守殿の敵、淡路殿馬より下つて卒さ尋常に御経頂戴あれ淡路「イヤ猪牙才な重政、汝には重なる遠恨の利幹が、怨みの一ト槍受けられるなら受けて見よ」とリウ「く」と引返さ、桃太郎殿を臨んで突掛る、心得たりと重政は、六尺棒にて縦横に拂ひ、ヤ、諸共片足をヒョウとばかりに揃ひますれば、馬上に連らす兵逆落し、頭顱倒と物言いたし、起上らんとする所を、忽ち組敷き腰繩かけ桃太郎「卒さか立ちあれ淡路殿」この時馬前の武士共、「此は狼藉何事なるかと、周章狼狽さ手々に手許に近寄つて主人を助けんとするを」妨げなさは是非もなし「卒で吾々が」と



久松桃太郎

玉井、宮部、片端より打据はますれば、何かは以て堪るべき、  
武勇秀でし兩名に、右と左に打倒させられ、彼方の方に倒るゝを  
津橋の方より伴八彌、百五十名の人数を引合なし、猿が馬場へ  
既参り、直さま富山の供方を、真中に取囲み、片端より取囲べ  
た上、敵對なせし者は、悉く繩を打ち、淡路守殿諸共に、金澤  
へ引立てました、豫て桃太郎殿は計ひあるとゆゑ、長大隅守と  
相談の上にて、淡路守殿を他の一同の者を、悉く富山の老職寺  
西左膳を招き引渡すとは相成りました、是にて富山の忠臣の者  
淡野五郎左衛門、西尾式部、近藤岩見等の方々相談の上にて、  
最早新く謀反の事の懸れし上は、お静の方に御生害を勤めて、  
生害をおさせ申し、而して淡路守殿は追つて切腹といふ事に相  
成り、越後國糸魚川一万石松平日向守殿子息助大腹を以て、  
山家御養子に申受け、その上御相續といふ事に相成りました、

久松桃太郎

將たまた金澤城は公事場に於て構めある半内の者共重役及びそ  
の他荷物の悪人共一々或は重く或は軽く、それく仕置に行は  
れました、そのうち島田辨之助だけは、桃太郎殿御所存にて、  
同年五月七日、金澤御城下より西南に當つて半里二万堂といふ  
處に於て、深見の娘初糸、用人富澤清太夫の二名を以て、太刀  
取を仰付けられました、見届役としては石野雅樂助、玉井市之  
進の兩名を差向けられました、此は表向き御仕置、その内實は  
深見の無念を晴らさせるの思召しでございます、先づ是を以ら  
まして、加賀騒動の儀は、概略局を結ぶ事に相成りました、  
重教公御本罪野田山崎途の大騒動より桃太郎殿の圖巡りの道中  
に於て妖怪退治、或は山賊退治等、武勇に渡る種々なる奇談よ  
り、大聖寺御家督の後、藤並縁之丞が悪事に依つて御家騒動の  
因果、自生山那谷寺に古跡を遺すまでのお物語は、何分長談な



久松桃太郎

ものでございませうから、進も一編にては紙數に限りもあり、申  
上げ切れませんから、後日久松桃太郎旅日記と題し、紙々お聞  
きに入れますから、何卒本編と合はせ御愛讀の程を偏に希望い  
たし置きまする。

二百二十二

久松桃太郎

明治三十三年三月廿一日印刷  
全 年三月廿一日發行

久松桃太郎與付

發行所 博多 久吉  
大阪市南區長堀橋二丁目七十九番邸

印刷者 井下幸三郎  
大阪市南區西清水町二百二十三番邸

發賣所 博多 成象堂  
大阪市南區堺筋八幡筋東角

全 大岡萬盛堂  
大阪市南區道頓堀黒門東へ入

不許複製



[Faint, illegible text on the left page]

[Faint, illegible text on the right page]



外題

禁複写



特 8

163

097556-000-4

特8-163

久松桃太郎(加賀騒動)

石川 一口/講演

M33

DBS-1484

